

「都市計画区域マスタープラン」の変更に関する公聴会における公述意見の概要及び県の考え方

番号	都市計画区域	対象	公述意見の概要	県の考え方
1	尾張	交通施設	愛岐大橋は東海環状自動車道へつながる岐阜県関市を結ぶ路線にあるが、慢性的な渋滞にあり、老朽化しているため、代替の鵜沼と扶桑町間の橋建設が進まない現状から、愛岐大橋の横に橋を新設し、将来4車線化する。(1名)	本書のP34「第5章2 2-1(2)ア 道路の方針」において、小渕江南線を愛知県と岐阜県を結ぶ道路として整備を推進することとしております。
2	尾張	交通施設	江南市古知野町の都市計画道路本町通線の事業決定をする。(1名) 江南駅は特急停車駅であるが、古知野地区への投資不足が住宅地としての魅力を低下させている。古知野本町通線の拡幅により対面通行が可能となり、生活利便性が向上する。これらことから、平成30年度より江南通北線全線と古知野本町通線の拡幅事業を同時に進行させる。(1名) 一宮木曾川インターチェンジと江南市を直線的に結ぶため、木曾川古知野線を延長し、県道江南木曾川線と直接合流させる。(1名)	本書は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものです。 事業の実施については、事業者（道路管理者など）が個々に判断するものであります。 御意見については関係部局及び関係市に伝えます。
3	尾張	その他	江南市における過去14年間の都市計画税に関連する累積予算額の比は、古知野地区と布袋地区で約1:20と大きく開いている。平成30年度より古知野と布袋の都市整備投資金額を同額とする。(1名) 江南市の古知野まちづくり基本構想を策定する。(1名)	本書は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものであり、市の都市整備投資金額や個別地区のまちづくり基本構想は、記載の対象としておりません。 なお、御意見については江南市に伝えます。
4	尾張	その他	江南市都市計画審議会の人選を見直し、地元の意見を表明できる機会を与えらる必要がある。(1名)	本書は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものであり、江南市都市計画審議会の人選については、記載の対象としておりません。 なお、御意見については江南市に伝えます。
5	尾張	その他	本公聴会及び江南市都市計画審議会の開催について、積極的な情報提供をお願いします。(1名)	本公聴会の開催については、県及び市町村広報紙や県ホームページ上などで周知を図りました。今後も周知に努めてまいります。 なお、江南市都市計画審議会に関する積極的な情報提供についての御意見は江南市に伝えます。
6	尾張	その他	公聴会規則を愛知県と公述人の間で議論できるように改定することを要望します。(1名)	本公聴会は、多くの方々の御意見を汲み取り「都市計画の案」に反映させるための措置として、公開の場で皆様の御意見を直接お聞きするとともに、併せて県民意見募集を実施し、県の見解を後日公表する方法で行いました。 今後も多くの方々の御意見を汲み取ることができるよう努めてまいります。

番号	都市計画区域	対象	公述意見の概要	県の考え方
7	知多	市街化調整区域の土地利用の方針	南海トラフ地震による津波浸水が想定される中、南知多町には安全な高台に市街化区域はないため、若い世帯が町外に住宅を建築している状況にある。市街化調整区域ではあるが、高台にあり、道路、上水道が整った豊浜棕田、豊丘浜見台の2地区について、特例、特区などにより一般の人が住宅を建築できるようにしてほしい。 (2名)	本書は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものであり、個別地区に関する事柄など地域に密着した都市計画に関する事項については、市町村都市計画マスタープランにおいて位置づけるものであります。 なお、本書のP30「第5章 1 (5)市街化調整区域の土地利用の方針 エ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針」において、人口流出などにより地域活力の低下がみられるまたは予想される地域のうち地域コミュニティの維持・創出に資する地区では、必要に応じ地区計画などを活用することにより、地域の実情にあった適正な土地利用を図ることとしております。
8	知多	市街化調整区域の土地利用の方針	災害への対応のため、南知多 I C 近くの高台に住宅地域、工場地域の指定をお願いします。 ※本意見は、閲覧期間中に公述申立がありました。本人の都合により公述出来なかったため、公述申立書に記載された意見を公述意見として取り扱いました。	本書は、都市計画区域の都市計画の目標や主要な都市計画の方針などを広域的観点から定めるものであり、個別地区の市街化区域編入など地域に密着した都市計画に関する事項については、市町村都市計画マスタープランにおいて位置づけられるものであります。 なお、本書のP30「第5章 1 (5)市街化調整区域の土地利用の方針 エ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針」において、地域活力の向上に貢献すると認められる地区、人口流出などにより地域活力の低下がみられるまたは予想される地域のうち地域コミュニティの維持・創出に資する地区では、必要に応じ地区計画などを活用することにより、地域の実情にあった適正な土地利用を図ることとしております。